

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

（規則指定基準への適合性についての評価及び説明）

第88条の10 条例第141条の14第1項の規定による規則指定基準への適合性についての評価及び説明は、当該評価及び説明に係る住宅（同項に規定する住宅をいう。以下この節において同じ。）の工事の着手前に行わなければならない。

2 条例第141条の14第1項に規定する規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この節において「省令」という。）第10条第2号及び第3号に定める基準をいう。次条第2項において同じ。）とする。

3 条例第141条の14第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第141条の14第1項の規定による説明の年月日
- (2) 説明の相手方の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 住宅の所在地
- (4) 住宅が規則指定基準に適合するかどうかの別
- (5) 住宅が規則指定基準に適合していない場合にあつては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとすべき措置
- (6) 住宅の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- (7) 前号の建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

（規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明）

第88条の11 前条第1項の規定は、条例第141条の14第2項の規定による規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明について準用する。

2 条例第141条の14第2項に規定する規則指定基準を上回る基準であつて規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、当該基準における外皮平均熱貫流率（省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。第88条の14第2項第3号において同じ。）が0.46以下であることとする。

3 条例第141条の14第2項に規定する住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものは、気密性の確保に関する事項で市長が定めるものとする。

4 前条第3項の規定は、条例第141条の14第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「第141条の14第1項」とあるのは「第141条の14第2項」と、同項第4号及び第5号中「規則指定基準」とあるのは「規則指定上位基準」と読み替えるものとする。

（評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面）

第88条の12 条例第141条の14第4項の意思の表明（以下この条及び第88条の14第2項第2号において「意思の表明」という。）において建築士に提出する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意思の表明の年月日
- (2) 意思の表明を行った建築主の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない住宅の所在地
- (4) 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(説明等に係る書面の保存期間)

第88条の13 条例第141条の14第5項の規則で定める日は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して15年を経過した日とする。

- (1) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定による説明において交付した書面の写し 当該写しを作成した日
- (2) 条例第141条の14第4項の規定により受領した書面 当該書面を受領した日

(住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書)

第88条の14 条例第141条の15第1項に規定する規則で定めるものは、市内において1年間に建築する住宅の棟数が5以上であって、当該住宅の延べ面積の合計が15,000平方メートル以上の建築士事務所の開設者とする。

2 条例第141条の15第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定により行う説明（第4項において「説明」という。）の内容
- (2) 意思の表明の有無
- (3) 住宅の外皮平均熱貫流率
- (4) 住宅の一次エネルギー消費性能（省令第4条第1項の式により算出した数値を省令第5条第1項の式により算出した数値で除した数値をいう。）

3 条例第141条の15第1項の規則で定める日は、市長が指定する日とする。

4 条例第141条の15第1項の規定による提出は、年度ごとに、当該年度の前年度に行った説明の結果に係る報告書を提出することにより行うものとする。

第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書)

第88条の15 条例第141条の19第1項に規定する規則で定める事項は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定による説明の内容とする。

2 前条第3項の規定は、条例第141条の19第1項の規則で定める日について準用する。

3 前条第4項の規定は、条例第141条の19第1項の規定による提出について準用する。

第90条の2第1項中「第18条第3号」を「第20条第3号」に改める。

附 則（令和7年3月規則第47号）

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。